

今後の勉強会の進め方について

地域と共生する超小型モビリティ勉強会事務局
(国土交通省自動車局)

超小型モビリティに係るこれまでの取組

超小型モビリティに係る取組は平成22年度から実施され、現在、平成25年に創設した基準緩和認定制度の下で実証を進めているところ。これまでに実施してきた実証事業の結果を踏まえ、本格的な普及のための議論に進むべき時期にあるのではないか。

超小型モビリティの利活用に関する実証実験（平成22～23年度）

超小型モビリティについて「地域交通及び地域物流の革新を促す低炭素車両の開発」として、**地域交通における超小型モビリティの潜在ニーズ、想定される利活用場面等を把握するための調査**として、全国13地域における実証実験を実施。実証実験を通じて得られた知見を取りまとめ、今後の具体化検討のための指針として、「超小型モビリティの導入に向けたガイドライン」を平成24年6月に公表。

認定制度の創設（平成25年1月）

今後の**関連制度の具体化検討及び普及に向けて**、公道走行をより簡便な手続きで可能にするための新たな認定制度を創設。

超小型モビリティ導入への補助（平成25年度～）

地方自治体や関係事業者等による「先行導入・試行導入」を積極的に後押しすることで、「**優れた成功事例**」の創出を加速するとともに、市民に実際に触れていただきながら「**生活・移動スタイルの再考機会**」の創出や「**広範な国民理解**」の醸成。



超小型モビリティシンポジウム（平成28年3月）

平成22年度からの取組、特に平成25年度からの**認定制度や導入補助事業を通じて得られた成果や課題を関係者間で共有**するとともに、事業の課題や超小型モビリティの将来像について、自治体やメーカー、有識者と意見交換するため、平成28年3月22日に「超小型モビリティシンポジウム」を開催。

地域と共生する超小型モビリティ勉強会（平成28年12月～）

シンポジウムで共有された**課題の解決や今後の普及に向けて**、超小型モビリティの使い方や車両に求めるスペック、周辺環境（道路、駐車場）において何が求められているか等を**関係者間で検証**するとともに、「**地域と共生する超小型モビリティ**」の観点から**各関係者が行うべき具体的な取組等**を検討するため、有識者、関係省庁、自治体、自動車メーカー等からなる勉強会を平成28年12月より開催。



超小型モビリティのコンセプト



【定義】自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人から2人乗り程度の車両

- 他の乗り物に比べ、キーベネフィットは何か？
- どのエリアのどのような属性のユーザーが使うのに適しているか？

これまでの実証事業の結果を踏まえ、キーベネフィット、主な利用エリア、ユーザー像、車両イメージを勉強会において共有

車両イメージ

最高速度・
定格出力

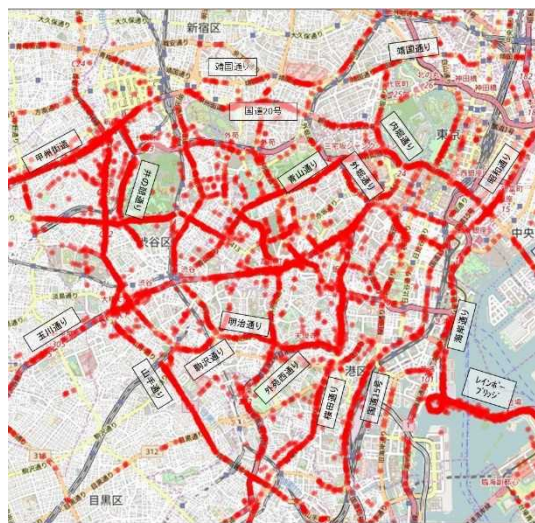
車両サイズ
(長さ・幅・高さ)

一充電航続距離
・バッテリー容量

快適性(窓・ドア
の装備等)

これまで勉強してきたことの一例

オープンロードプロジェクトにおいて
50km/h以上の速度で走行した道路



⇒50km/hで走行したのはほぼ幹線道路

普通車駐車枠との比較①



普通車駐車枠との比較②

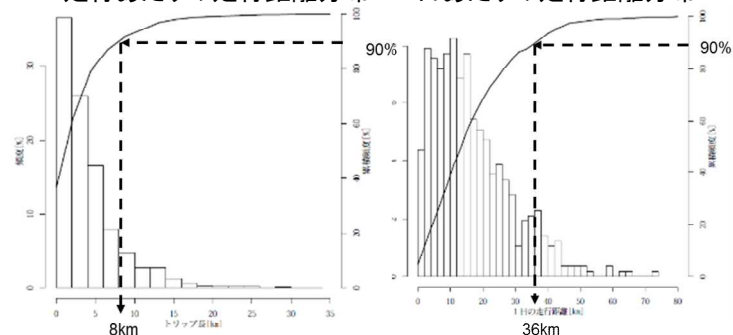


デッドスペースの活用



1走行あたりの走行距離分布

1日あたりの走行距離分布



モニターからの車両快適性に係る意見の一例

■ ドア・窓の有無

- 天気の良い日や、星のきれいな夜など自然を感じる事ができた。
- ▲ ドアがあるのに、窓が無いのは考えられない。
(見た目がバイクならあきらめもつく)
- ▲ 窓が無いため、外部から雨、枯葉、埃、虫が入ってきてしまう。
- ▲ 荷物を車内に置いて行けない。

今後の検討の進め方とスケジュール(案)

勉強会において、超小型モビリティの**コンセプト**及び**環境整備の方向性**を取りまとめる

超小型モビリティのコンセプト

車両イメージ
(最高速・サイズ等)

キーベネフィット

主なユーザー像

主な利用エリア

イメージ

超小型モビリティの規格化・関連制度整備の例

キーベネフィットの最大化

駐車スペースの整備・駐車料金低廉化の検討

充電時間短縮化のための制度の検討

安全性の確保

安全基準・確保する方策のあり方の検討

具体的な検討スケジュール(案)

時期	想定される議題
6月	<ul style="list-style-type: none"> 市場性・事業性等の整理 第4回勉強会(提言に向けた検討内容・スケジュール共有)
7月 ↓ 年内目途	<ul style="list-style-type: none"> 今後普及が見込まれる車のカテゴリ等の整理 自動車メーカー・ベンチャーその他関係者からヒアリング → 普及が見込まれる車の現行基準適合状況の整理 安全基準、駐車場等の周辺環境等のあり方の検討・整理 超小型モビリティのコンセプト、また、超小型モビリティのキーベネフィットを最大化するとともに、安全・安心に利用するための環境整備の方向性の提言のとりまとめ

勉強会を
3回程度開催

地域と共生する超小型モビリティ勉強会 運営規約 改正案

現行	改正案
<p>(名称) 第一条 本会は、「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」と称する。</p>	<p>(名称) 第一条 本会は、「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」と称する。</p>
<p>(目的) 第二条 本会は、超小型モビリティの意義及び普及に係る課題を関係者間で検証するとともに、「地域と共生する超小型モビリティ」の観点から各関係者が行うべき具体的な取組等を検討することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第二条 本会の目的は次の各号に掲げるとおりとする。 一 超小型モビリティの意義及び普及に係る課題を関係者間で検証すること 二 <u>超小型モビリティの典型的な使用目的及び走行の様態並びにそのために必要な車両の仕様等を整理し、もって関連制度整備の検討に貢献すること</u> 三 「地域と共生する超小型モビリティ」の観点から各関係者が行うべき具体的な取組等を検討すること</p>
<p>(会員) 第三条 本会は、前条の目的に賛同する関係者をもって組織する。</p>	<p>(会員) 第三条 本会は、前条の目的に賛同する関係者をもって組織する。</p>
<p>(事務局) 第四条 本会の事務局は、国土交通省自動車局環境政策課とする。</p>	<p>(事務局) 第四条 本会の事務局は、国土交通省自動車局環境政策課とする。</p>
<p>(資料等の扱い) 第五条 本会の会合資料及び議事概要については、原則として会合後1週間以内に国土交通省ホームページにて公表することとする。</p>	<p>(資料等の扱い) 第五条 本会の会合資料及び議事概要については、原則として会合後1週間以内に国土交通省ホームページにて公表することとする。</p>
<p>(細則) 第六条 本会の運営に必要な細則は、会員協議の上、これを決定する。</p>	<p>(細則) 第六条 本会の運営に必要な細則は、会員協議の上、これを決定する。</p>